

## 若者からの最近の相談事例

### SNSのセール広告につられてブランド品を買ったら、偽サイトだった！

SNSで百貨店の在庫処分セールのお知らせが来た。クリックしたら、欲しかった高級ブランドのバッグが**格安**で販売されていたので、購入した。注文確認メールに記載された銀行口座に代金を振り込んだら、**連絡が取れなくなった**。おかしいと思い百貨店に問い合わせたら、偽サイトだと分かった。 (大学生)

⇒ **実在の店舗に見せかけた「偽サイト」**に関する相談が多く寄せられています。偽サイトの**特徴**として、通常セールをしないブランド品が**定価より格安**であること、**支払いが前払い**であること、**振込先が個人の口座**であることなどが挙げられます。代金を振り込むと相手と連絡が取れなくなり、商品も届きません。値段に惑わされず、当該百貨店等の**公式サイトをよく確認**しましょう。



©YUKI ISHII

### アプリで知り合った人に高額なビジネスセミナーを勧められた

マッチングアプリで知り合った人に「投資のやり方や起業について学べ、資金集めや経営のマインドも勉強できるセミナーがある。自分もそこで勉強し、投資で稼いでいる。」と言われ、**ビジネスセミナーの入会を勧められた**。契約金の100万円はすぐに取り戻せるからと言われ、**消費者金融で借りて支払った**。週2回のセミナーに数回通ったが、**全く稼げない**。 (社会人)

⇒ **簡単に儲かる話はありません**。SNS等で知り合った相手の言うことをすぐにうのみにするのは危険です。投資で稼ぐためのセミナーや教材などの購入を勧められたら要注意です。特に「すぐ返せるから」と**借金を勧められたり**、不審に思ったら、**契約をせず**にいったん帰り、家族や周りの人に相談しましょう。



### 脱毛エステの無料体験に行くだけのつもりが、高額な契約に！

SNSを見た友人に、脱毛が無料で受けられると誘われて、サロンに行って体験施術を受けた。施術後に担当者から継続するよう勧められ、**今日契約すれば割引になると言われた**。**2年間通い放題**で24万円。月に2回通うのが目安と言われたので48回通えるのだと思い、クレジット契約をした。3か月ほど通ったところで、毎月の支払いが大変だと感じ、解約を申し出た。しかし店から、「**2年間通い放題だが契約自体は1回4万円、6回施術**の内容となっているため返金できない。」と言われた。 (高校生)

⇒ 高額な契約するときは、**施術内容やサービスを受けられる期間、回数、解約条件など説明された条件と契約書の内容が合っているか**、しっかりと確認することが大切です。契約を勧められてもその場で**契約せず**、いったん帰って**冷静に考え**ましょう。



**疑問や不安はそのままにせず、困ったときは消費生活センターへ！！**